

審査支払事務に係る名古屋市の対応について（令和元年 11 月審査分より）

1 趣旨

平成 30 年度より国民健康保険団体連合会（国保連）の一次審査事務の拡充・強化がなされ、エラー（返戻）項目が増加しており、令和元年度においても 11 月審査以降からエラー項目が増加予定（エラー予定内容は別紙①参照）です。

名古屋市においても、適切な報酬の支払いのため、国保連の一次審査で「エラー」とならなかった請求情報について支給決定情報等と比較し、内容によっては返戻処理を実施していますが、国保連の審査項目の強化に併せて市町村審査事務の強化を実施するものです。

2 国保連のエラー予定一覧

別紙①の通り。

3 対応方針

以下の内容について市町村審査時に確認を行い、原則返戻処理とします。

対象サービス	事項	具体的事例	備考・解説
訪問系サービス	基本報酬 (2人介護)	2人介護の支給決定情報がないまま2人介護を行い、請求を行った。	障害福祉サービスで2人介護を実施する場合は、事前に区役所等で「2人介護可」の支給決定を受ける必要があります。
短期入所	基本報酬	他の日中活動系サービスを利用したにも関わらず、【福祉型】短期入所サービス費（Ⅰ若しくはⅢ）を算定していた。	○短期入所の報酬区分はⅠとⅡ（障害児の場合はⅢとⅣ）に分けられ、取り扱いは以下のとおりです。 Ⅰ（Ⅲ）：日中サービスを利用しなかった場合 Ⅱ（Ⅳ）：日中サービスを利用した場合 ○短期入所サービス費を算定する際は平成28年度の集団指導の資料（別紙②参照）をご確認の上、適切な請求をお願いいたします。
計画相談支援	基本報酬 (継続サービス利用支援費)	区役所等が設定したモニタリング期間（※）とは異なる月にモニタリングを実施し、請求を行った。 ※受給者証の記載内容に疑義が生じる場合には、支給決定を行う区役所等にお問合せください。	○国の留意事項通知上、モニタリングは「市町村が設定する期間ごとに実施する場合に算定する」とされています。 ○「対象者が不在である等により実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは当該翌月においても算定できること」となっており、予定の翌月にモニタリングを実施した場合は請求をお認めします。

※市町村審査にあたっては原則返戻といたしますが、市町村審査後に上記内容が判明したものについて後日過誤調整を依頼することがあります。

※市町村審査中に状況が確認できなかったものについても、後日過誤調整を依頼することがあります。